

令和7年度
第1回甲賀市地域公共交通活性化協議会総会 議事録

1. 日時：令和7年5月19日（月） 15：00～16：20

2. 場所：みなくるプラザ 鹿深ホール

3. 出席者：委員数32名 … 出席者24名 欠席者8名

4. 総 会

①報告事項

報告第1号 役員及び分科会委員の選出について

②協議事項

第1号議案 令和6年度事業報告について

承認

第2号議案 令和6年度収支決算報告について

承認

第3号議案 令和7年度事業計画（案）について

承認

第4号議案 令和7年度収支予算（案）について

承認

第5号議案 令和8年度 地域間幹線系統国庫補助金の計画認定申請について

承認

第6号議案 甲賀市地域公共交通計画の修正について

承認

第7号議案 公共交通を利用した体験学習等事業費補助金交付要領の制定

について

承認

5. その他

6. 閉 会

議事の会議 概要

【開 会】事務局

1. あいさつ (会長)
2. 委員紹介 (座席表により省略)
3. 議 事

事務局：本日は、委員32名中24名のご出席をいただいております。

当協議会設置要綱第7条第2項に、会議の成立要件として「委員の半数以上の出席」となっており、これを満たしていることをご報告いたします。

それでは、議事に入らせていただきます。

当協議会設置要綱第7条第1項の規定では、会長が議長を行うこととなっていますことから伴会長により議事進行を行っていただきます。それでは、伴会長よろしくお願ひします。

議 長：初めて委員に就任いただいている方もおられますので、甲賀市地域公共交通活性化協議会について説明をお願いします。

＜事務局から甲賀市地域公共交通活性化協議会について説明＞

4. 総 会

(1) 報告事項

報告第1号 「役員及び分科会委員の選出」について

議 長：役員及び分科会委員の選出について説明を事務局よりお願ひします。

＜事務局から役員及び分科会委員の選出について説明＞

議 長：事務局から説明がありましたとおり、協議会設置要綱第4条及び第12条により、副会長及び監査委員の指名を、また、自動車部会規程第4条、運賃協議部会規程第4条により部会長および部会委員の指名をさせていただきました。

指名をさせていただきました皆様におかれましては、お忙しいところ恐れ入りますが、本協議会運営につきましてご協力をよろしくお願ひします。

(2) 協議事項

第1号議案「令和6年度事業報告」及び第2号議案「令和6年度収支決算報告」について

議 長：第1号議案及び第2号議案は関連があるので一括審議とします。

＜事務局から令和6年度事業報告及び令和6年度収支決算報告について説明＞

議 長：令和6年度収支決算にかかる会計監査の結果について、令和6年度の監査委員より報告願います。

監査委員：5月8日に監査委員2名が、令和6年度甲賀市地域公共交通活性化協議会の

会計監査を行いましたので、その結果を報告させていただきます。令和6年度甲賀市地域公共交通活性化協議会の収支決算について、諸帳簿および証拠書類を慎重に監査したところ、いずれも適正なものと認めましたので、ご報告いたします。

議長：第1号議案及び第2号議案について、ご意見、ご質問等あればお伺いします。

委員：コミュニティバスの利用者が今後増えた場合、増便する可能性はありますか。

事務局：コミュニティバスの減便については、運転手の不足が一番の要因です。利用者が増えている便の扱いは検討しなければなりませんが、運転手の人数を考慮した上で運行本数を考える必要があります。

議長：第1号議案及び第2号議案について、承認いただける方は挙手をお願いします。

（全員挙手）

議長：第1号議案及び第2号議案は、承認されました。

第3号議案「令和7年度事業計画(案)」及び第4号議案「令和7年度収支予算(案)」について

議長：第3号議案及び第4号議案は関連があるので一括審議とします。

＜事務局から令和7年度事業計画(案)及び令和7年度収支予算(案)について説明＞

議長：第3号議案及び第4号議案について、ご意見、ご質問等あればお伺いします。
(意見なし)

議長：第3号議案及び第4号議案について、承認いただける方は挙手をお願いします。
(挙手多数)

議長：第3号議案及び第4号議案は、承認されました。

第5号議案「令和8年度 地域間幹線系統国庫補助金の計画認定申請」について

議長：令和8年度地域間幹線系統国庫補助金の計画認定申請について説明を事務局よりお願いします。

＜事務局から令和8年度 地域間幹線系統国庫補助金の計画認定申請について説明＞

議長：第5号議案について、ご意見、ご質問等あればお伺いします。

委員：資料5で説明いただいた令和7年度の収支予算案の中で、令和7年度の地域間幹線系統の収入は700万円と記載されているが、資料6の2ページ上部においては、800万円と記載されています。異なる金額が記載されている理由の説明をお願いいたします。

事務局：令和7年度予算案の700万円につきましては、資料6の2ページ下部に記載されている令和7年度の収入見込み額780万円を端数処理した金額です。資料6の2ページ上部に記載されている800万円については、令和8年度の収入見込み額です。

議 長：第5号議案について、承認いただける方は挙手をお願いします。

（全員挙手）

議 長：第5号議案は、承認されました。

第6号議案「甲賀市地域公共交通計画の修正」について

議 長：甲賀市地域公共交通計画の修正について説明を事務局よりお願いします。

＜事務局から甲賀市地域公共交通計画の修正について説明＞

議 長：第6号議案について、ご意見、ご質問等あればお伺いします。

（意見なし）

議 長：第6号議案について、議案について、承認いただける方は挙手をお願いします。

（全員挙手）

議 長：第6号議案は、承認されました。

第7号議案「公共交通を利用した体験学習等事業費補助金交付要領の制定」について

議 長：公共交通を利用した体験学習等事業費補助金交付要領の制定について説明を事務局よりお願いします。

＜事務局から公共交通を利用した体験学習等事業費補助金交付要領の制定について説明＞

議 長：第7号議案について、ご意見、ご質問等あればお伺いします。

委 員：体験学習等事業とは、具体的にどのような内容ですか。

事務局：小学生であれば校外学習等へ行く際や中学校であれば部活動等で遠方へ移動する際に、公共交通機関を使う場合は、その移動にかかる経費の一部を補助するものです。

委 員：市外へ通学する生徒については当補助金の対象となりますか。

事務局：生徒個人ではなく、学校へ補助するものであるため、市外の学校は対象となりません。

委 員：貸し切りバスを利用した場合は当補助金の対象となりますか。

事務局：当補助金は公共交通を利用した際にかかる経費の一部を負担するものであることから、貸し切りバスは対象となりません。

5. その他

議 長：全ての議題について終了しましたが、その他意見等あればお伺いします。

委 員：令和7年3月をもって廃止となった南草津土山線について、今後復活することありますか。

事務局：当路線については、運転手が不足しているという問題に対応するため、利用者数や運行にかかる経費等を考慮し、廃止となった経緯があります。運転手が増えることがあれば、今後の運行を検討する可能性があるかもしれません、現在の状況において再び運行することは困難です。

委員：昨年度の事業報告及び決算資料に記載されている「草津線利用促進・利便性向上検討業務委託」について、監査の際にもお伝えしておりましたが、完成した報告書を市民が閲覧できるよう、ホームページで公表をお願いいたします。

事務局：委員の皆様や市民の方が確認できるよう、市のホームページへ掲載します。

委員：甲賀流公共ライドシェアについて、取り組み状況と今後の見通しを教えていただきたい。

事務局：甲賀流公共ライドシェアについては、現在土山地域で実証運行を実施しており、4月の1ヶ月間で415名の方が利用されました。その内の約半数は大野小学校へ通学する児童による利用です。導入後、ライドシェアの運行については、肯定的な意見が多いように感じています。今後については、バスの運転手不足が続くことが予測されているため、交通が不便となる地域等においても実証的に運行し、運行範囲を広げていけないかという思いがあります。

6. 閉会

挨拶（副会長）